

仙台市立四郎丸小学校におけるネットワーク等の管理・運用に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、仙台市教育情報ネットワーク（以下「仙台 edu ネット」という）の利用に関する要領（平成15年2月25日教育長決裁）をもとに、仙台市立四郎丸小学校における教育情報ネットワーク（以下「校内ネットワーク」という）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 仙台市立四郎丸小学校におけるネットワークおよびコンピュータの利用は、児童の情報活用能力の育成及び学校の情報化を目的として行う。

2 ネットワークの利用者は本校児童・教職員、および校長が特に認めたものとする。

(情報モラルの遵守)

第3条 ネットワーク及びコンピュータを利用する者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 第三者の著作権その他の権利を侵害する行為
- (4) 第三者を誹謗中傷する行為及び差別につながる行為
- (5) その他校長が不相当と判断する行為

2 児童が、ネットワーク及びコンピュータを利用する場合には、教職員は、情報モラルについて十分に指導し、情報の発信者及び受信者としての自覚と責任を正しく理解させるものとする。

3 ネットワーク及びコンピュータを利用する者は、教育ネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取扱いに十分留意するものとする。

(利用の適正管理)

第4条 情報教育担当者は、ネットワーク及びコンピュータの利用の適正な管理にあたる。

- 2 ネットワーク及びコンピュータなどの不適切な利用に気づいた者は、情報教育担当者に速やかに報告しなければならない。また、情報教育担当者は詳細を確認の上、校長に報告しなければならない。
- 3 教職員は個人所有のコンピュータを校長の許可を得てネットワークに接続できる。ネットワークに接続するコンピュータは、最新の除去ソフト等によってコンピュータウィルス対策をしなければならない。

- 4 著作権フリーのソフトウェア等を学校のコンピュータに導入する場合は、安全性を十分に確かめた上、情報教育担当者の立ち会いで行う。個人所有のソフトウェアの導入は禁止する。

(情報の発信)

- 第5条** ネットワークによって情報を発信する場合は、教育目的であることを十分認識し、校長の承認を得るものとする。
- 2 本校のWebページ(以下四郎丸小Webという)により、主として児童、保護者、地域を対象に、本校の情報を発信する。
 - 3 四郎丸Webは、定期的または内容に変更があったときなどに更新し、常に最新の情報を発信するものとする。
 - 4 四郎丸小Webへのリンクの設定や、複製については、校長の承認が必要であり、その旨をトップページに記載する。

(個人情報の保護)

- 第6条** ネットワークの利用に当たっては、個人情報保護条例(平成16年仙台市条例第49号)に基づき、個人情報の保護を図らなければならない。
- 2 四郎丸小Web、あるいは電子メールを利用しての個人情報の発信は、学校教育のために必要な場合に限る。
 - 3 児童等の個人情報を発信する場合、事前に児童及びその保護者に対して、個人情報を発信する理由を説明した上で、その都度同意を得なければならない。
 - 4 児童等の情報については、以下に挙げる基準にしたがって発信するものとする。
 - (1) 氏名の記載に当たっては、原則としてイニシャルのみを用いる。ただし、教育上必要がある場合は、姓名の記載もできる。
 - (2) 学習成果や意見等については、教育上の効果を適切に判断して発信することができる。
 - (3) 顔写真等の掲載は必要最小限とする。また、複数の情報を組み合わせることにより個人が判明しないようにする。
 - (4) 住所、電話番号、生年月日等の個人情報は発信しない。
 - 5 四郎丸小Webに掲載した児童に関する情報について、本人、保護者、または一般の閲覧者から訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに対応措置を講じなければならない。

附則

この規定は平成18年4月1日から実施する。